相互の合意が得られる場合には、関係する国際法の規則に基づいて拘束力を有する仲裁のために仲裁裁判所に付託される。両締約国政府又はそれらの選定する者が書面による別段の合意をする場合を除くほか、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則が規律する。

E　この協定の終了又は失効は、この附属書の規定に基づく権利又は義務に影響を及ぼすものではない。

Ⅲ　権利の配分

A　各締約国政府は、この協定に基づく協力により直接に生ずる研究論文並びに科学的及び技術的な雑誌の記事、報告書及び書籍を翻訳し、複製し、及び公に頒布するための世界的な、非排他的な、取消し不能な、かつ、無償の利用権を有する。この協定の下で作成される著作権のある著作物の写しであって公に頒布される全てのものは、著作者が明示的に記名を拒否しない限り、著作者の氏名を明示する。

B　Aに規定する権利以外の全ての形態の知的財産に対する権利は、次のとおり配分する。

(1)　客員の研究者を受け入れる締約国政府又はその選定する者及び客員の研究者を雇用し、又は援助している締約国政府又はその選定する者は、当該客員の研究者がこの協定に基づく協力活動に参加する前に、当該客員の研究者が創出する知的財産に対する権利の配分について討議し、及び決定することができる。そのような決定が行われていない場合には、客員の研究者は、受入機関の方針に従って権利、報酬、賞与及び使用料を受領する。この協定の適用上、客員の研究者とは、他方の締約国政府の機関（受入機関）を訪問している研究者であって、当該機関のみによって計画された活動に従事しているものをいう。

(2)(a)　(1)の規定の対象となる協力活動以外の協力活動の下で一方の締約国政府が雇用し、又は援助する者によって創出された全ての知的財産は、当該一方の締約国政府が所有する。両締約国政府が雇用し、又は援助する者によって創出される知的財産は、両締約国政府が共同で所有する。さらに、知的財産を創出した者は、当該創出した者を雇用し、又は援助している機関の方針に従って報酬、賞与及び使用料を受領する権利を有する。

(b)　各締約国政府は、実施取極その他の取極による別段の合意がない限り、自国の領域内において、協力活動の過程で創出される知的財産を利用し、かつ、他の者に対し当該知的財産を利用することを認める権利を有する。

(c)　締約国政府の領域外における当該締約国政府の権利は、例えば、協力活動に対する両締約国政府及びそれらの参加者の相対的寄与、知的財産の法的保護の取得及び実施権の許諾における関与の程度その他適当と認める要素を考慮して、合意によって決定する。

(d)　(a)及び(b)の規定にかかわらず、いずれか一方の締約国政府が、特定の事業が他方の締約国政府の国の法令によって保護されない知的財産の創出につながる可能性がある、又はつながったと信ずる場合には、両締約国政府は、当該知的財産に対する権利の配分を決定するための討議を直ちに行う。当該討議が開始された日の後三箇月以内に合意を達成することができない場合において、いずれかの締約国政府の要請があったときは、当該事業に関する協力は終了する。そのような場合であっても、知的財産を創出した者は、(a)の規定に定めるところにより報酬、賞与及び使用料を受領する権利を有する。

(e)　全ての協力活動の下で行われる各発明について、当該発明をした者を雇用し、又は援助している締約国政府は、他方の締約国政府に対し、当該他方の締約国政府が潜在的に有する権利を確定することを可能にするために必要な、あらゆる資料及び情報とともに、当該発明を速やかに開示する。いずれか一方の締約国政府は、当該発明に係る自国の権利を保護するため、他方の締約国政府に対し、当該資料又は情報の出版又は一般公開を遅らせるよう、書面により要請することができる。そのような遅延は、書面による別段の合意がない限り、発明側の締約国政府が他方の締約国政府に対し発明を開示した日から六箇月の期間を超えてはならない。

Ⅳ　商業上の秘密である情報

この協定に基づいて、商業上の秘密として適時に特定された情報が提供され、又は創出された場合には、各締約国政府及びその参加者は、適用される法令及び行政上の慣行に従って当該情報を保護する。情報は、当該情報を有する者が当該情報から経済的利益を得るか又は当該情報を有しない者に対し競争上の優位を得る可能性があり、かつ、当該情報が、一般的に知られていないか又は他の情報源から公然に入手することができず、及び当該情報を有する者により秘密のものとして取り扱う義務を適時に課することなしに過去に利用に供されていない場合に、「商業上の秘密」として特定することができる。

第三条

この議定書は、両締約国政府の署名の日に効力を生ずる。二千二十六年一月十六日に東京で作成された科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書は、この議定書が効力を生ずる時に終了する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十六年十月二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
茂木敏充
アメリカ合衆国政府のために
マイケル・クラツィオス

○国土交通省告示第千三百五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年十月九日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十八日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5887号	第一種白灯	ＮＬＬＡ－１ＷＲ	伊吹工業株式会社	大阪府大阪市旭区高殿一丁目7番28号
第5888号	第一種紅灯	〃	〃	〃
第5889号	第一種白灯	ＮＬＬＡ－１ＷＲ（ＤＣ）	〃	〃
第5890号	第一種紅灯	〃	〃	〃
第5891号	第一種白灯	ＮＬＬＡ－１ＷＧ	〃	〃
第5892号	第一種緑灯	〃	〃	〃
第5893号	第一種白灯	ＮＬＬＡ－１ＷＧ（ＤＣ）	〃	〃
第5894号	第一種緑灯	〃	〃	〃
第5895号	第一種紅灯	ＮＬＬＡ－１ＲＧ	〃	〃
第5896号	第一種緑灯	〃	〃	〃
第5897号	第一種紅灯	ＮＬＬＡ－１ＲＧ（ＤＣ）	〃	〃
第5898号	第一種緑灯	〃	〃	〃